

政令第二百四十二号

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第六十七条の見出し中「課等」を「課」に改め、同条中「七課及び参事官一人」を「八課」に、「宇宙通

信政策課」を「宇宙通信政策課」に改める。

事業展開技術課

第六十八条第二号中「、国際協力課及び参事官」を「及び国際協力課」に改め、同条第三号中「及び参事官」を削る。

第六十九条第三号中「宇宙通信政策課」の下に「及び事業展開技術課」を加える。

第七十五条を削り、第一章第二節第三款第八目中第七十四条を第七十五条とし、第七十三条を第七十四条とし、第七十二条を第七十三条とし、第七十一条の次に次の一条を加える。

（事業展開技術課の所掌事務）

第七十二条 事業展開技術課は、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術のうち、我が国産業の国際競争力の強化又は我が国社会の発展に資する事業活動の展開を促進するため早期の実用化を図る必要があるものの研究及び開発に関する事務（宇宙通信政策課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第七十六条の見出し中「課」を「課等」に改め、同条第一項中「九課」を「八課及び参事官一人」に、「地域通信振興課

を「放送政策課」に改める。

放送政策課」

第七十九条第一号中「地域通信振興課」を「参事官」に改め、同条第八号中「他課」を「情報通信政策課及び情報通信作品振興課並びに参事官」に改める。

第八十一条を次のように改める。

第八十一条 削除

第八十六条を次のように改める。

（参事官の職務）

第八十六条 参事官は、次に掲げる事務をつかさどり、又は命を受けて、情報流行政局の所掌事務に関する重要事項の審議に参画する。

一 地域の特性に応じた情報の電磁的流通のための有線又は無線の施設の整備の促進に関すること。

二 前号の施設に関連する情報の電磁的流通の振興に関すること。

三 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の施行に関する事務のうち同法第二条第三項に規定する産業業務施設の再配置に関すること。

附 則

この政令は、令和八年八月四日から施行する。

理由

総務省の所掌事務の円滑な遂行を図るため、国際戦略局に事業展開技術課を設置し、同局に置かれる参事官を廃止するとともに、情報流通行政局地域通信振興課を廃止して同局に参事官を設置する必要があるからである。